

草双紙改め制度についての一考察

—草双紙「改印」の調査を通じて—

Some Consideration of Aratame-In System
for Kusazoshi in Edo Era

細 井 加 奈 子
Kanako Hosoi

Résumé

This study is concerned with "Aratame-In" system in popular publication in the Edo era in Japan. The Aratame-In was a kind of censorship seal in approving the publication of popular books, such as Kusazoshi, Ukiyoe and so on. The publish control was made by utilizing the Aratame-In by Tokugawa Government. In this study, a trial has been made on the clarification of the current state of affairs about this censorship.

About 1200 Kusazoshi books in the Central Library of Keio University have been investigated, in which whether the Aratame-In was sealed. As the result of the investigation, it has been found that the application of the Aratame-In was gradually changed through Edo era and it was parted into the following three periods.

- (1) From the 1st year of Kansei-period (1788-1800) to the 3rd year of Bunka (1804-18173): The censorship was done by the monthly "Gyoji" (a kind of representative) in "Jihon-Soshi-Toiya" (a kind of popular publications' seller guild). The Aratame-In was concentrated on limited book sellers. they were Nishimuraya Yohachi and Murata Jirobei.
- (2) From the 4th year of Bunka to just before the reformation of Tenpo-period (1830-43): "Eiri-Yomihon-Aratame-Kakari-Kimoi-ri-Nanushi", the officer for censorship, was additionally appointed by the Government. In this period, the monthly Gyoji firstly censored followed by being censored by Kimoi-ri-Nanushi. Although the double censorship was made, the Aratame-In was scarcely found in any Kusazoshi books.
- (3) After the Tenpo period (1830-1843): The monthly Nanushi censored directly. After the 4th year of Kaei (1848-1853), however, the examiner was again changed to monthly Gyoji.

Incidentally, it is interesting to note that the Aratame-In was found in all of Sharaku's Ukiyoe which were published by the book seller Tsutaya Juzabro during the 6th to 7th year of Kansei (1789-1800).

細井加奈子：慶應義塾大学研究・教育情報センター，東京都港区三田2-15-45.

Kanako Hosoi: Library and Information Center, Mita, Keio University, 2-15-45. Mita, Minato-ku, Tokyo.
1989年3月30日受付

草双紙改め制度についての一考察

- I. 江戸時代の出版統制と改印のはじまり
- II. 「改印」調査の方法と結果
- III. 改印よりみた草双紙改め制度
 - A. 調査結果より生じた問題点
 - B. 天保改革後の改め制度
 - C. 天保改革以前の改め制度
 - D. 蔦屋重三郎版写楽浮世絵の極印
 - E. 草双紙改め制度の時代ごとの特色
- IV. 今後の課題

I. 江戸時代の出版統制と改印のはじまり

江戸時代の出版物は便宜的に二つに分けられる。一つは書物問屋によって扱われた、いわゆる「物之本」と呼ばれる仏書、儒書、史書、軍記、伝記、医書、唐本などである¹⁾。もう一方は地本草紙問屋の扱った、庶民向けの軽い読み物や浮世絵版画である²⁾。この庶民のための読み物が出版、販売され、大きな発展を遂げたことは、江戸時代出版文化の一つの注目すべき特色と言えよう。

江戸時代の出版文化活動は、江戸に先駆けてまず上方で盛んになった。江戸が上方に追いつき、それを凌いで出版文化の中心地となったのは、江戸の生んだ独自の出版物、「草双紙」の興隆による³⁾。草双紙は、江戸の大衆文学として最も多くの部数を刊行し、最大の読者数を持つに至った⁴⁾。草双紙は通常、表紙の色とこれとほぼ呼応する内容の変化から赤本、黒本、青本、黄表紙、合巻に分けられ、この順に発展する。

草双紙や浮世絵が盛んに出版されるようになったのは黄表紙の登場する安永期(1772年～1778年)以後である。また、それに前後するように、幕府の出版統制も本格化した。幕府の行った統制の中でも寛政改革(寛政元年～5年)、天保改革(天保12年～14年)に伴う出版統制は、草双紙の出版、その発展に影響をもたらすものとなった。寛政改革時には出版史上有名な筆禍事件が起こり、恋川春町、朋誠堂喜三二、唐来参和、山東京伝といった代表的戯作者や、そうした人気作家と組んで大いに売り出していた版元蔦屋重三郎らを取り締まりを受けた。その後、天保改革を経て江戸時代の末まで幕府は再三に渡り布令を出し、また、摘発などの出版統制を行った。

庶民向け出版物について幕府が行った出版統制の一つに改め制度がある。改め制度は町奉行の指令により⁵⁾、出版物について治安上、風紀上差し支えがないかどうか

を検閲する制度である。そして、この改めを通したことを示すため、検閲者によって押された出版検閲印が「改印」(あらためいん)である。この改印は浮世絵、草双紙の類にその例をみることができる。

改印についての研究は、浮世絵については、石井研堂著『錦絵の改印の考證 一名錦絵の発行年代推定法』⁶⁾など、著名なものがみられる。浮世絵の改印は、同書副題にもみられる通り、主に浮世絵の出版年代を探る手段として研究利用されている。

それに対し、草双紙の改印に注目した研究はほとんど行われていない。当時、草双紙は毎年四十冊から五十冊、多い時には八十冊以上出版されていた⁷⁾。草双紙の改めを行うことは、寛政2年10月の布令にも示されている。このように毎年膨大な量が出版されていた草双紙について、実際、布令通りに、すべての草双紙の改めを行っていたのだろうか。

本稿では、現物との照合という立場、つまり出版統制の一つの結果として押された草双紙「改印」に焦点を当て、その有無や種類を調べた。そして、その結果をもとに当時、改め制度がどの程度行われていたか、また時代によってどのような特色があるかなど、その実情についての一面を探ることを試みた。

前述のように『錦絵の改印の考證』⁶⁾では、浮世絵の出版年代を推定する方法として改印をとりあげている。そして同書では、綿密な調査をもとに改印の整理体系を行っている。後の浮世絵改印の研究は、同書に負うところが大きく⁸⁾、これは改印研究の基本とはるものと言える。本調査でも、同書の改印時代区分を使用することとした。

寛政の改革に伴い黄表紙の取り締まりが行われた寛政2年10月、地本草紙問屋仲間へ申し渡された布令には次のように示されている。

草双紙改め制度についての一考察

書物之儀、毎々より嚴敷申渡候處、いつとなく猥ニ相成候、何ニ不寄、行事改候て、繪本繪草紙類迄も、風俗之爲ニ不ニ相成、猥ケ間敷事等勿論無用ニ候、一枚繪而已ニ候ハム、大概ハ不苦、尤言葉書等有レ之候ハム、能々是を改、如何成品ハ板行爲、致申間敷候、右ニ付、行事改をし不用者も候ハム、早々訴可、出候、又改方不行届キ、或者改ニ洩候儀候ハム、行事共越度可爲候、

右之通相心得可申候、尤享保年中申渡置候趣も、猶又書付ニ可ニ相渡一候儀等相合、改可申候、右之通被ニ仰渡一、奉畏候、仍而如件。

寛政二戌年十月廿七日⁹⁾

(傍点は細井)

印改制度の起源、その明しである印改が押されるようになった時期については不明の部分が多いが、改印は寛政3年刊行の草双紙、浮世絵より連続的にその例がみられるようになり、前述の布令と時期的に一致することから、改印制度はこの寛政年の布令以後行われるようになったとみられている³⁾。

改印は多くは序文など各本の第一丁目に押されているが、なかには絵題籤や最終丁に押されているものもある。この改印は刷り上がった本一冊一冊に押すのではなく、出版以前の段階でその原稿に押し、この印も一緒に版木に彫り込んでいる。

『錦絵の改印の考證』⁴⁾では、改印を時代に従って八期に区分している。改印の区分及び種類は第1表の通りである。尚、第1期「極字印の時代」は浮世絵については時代によってさらに細分されているが(例えば、「極字印と年月副印の時代」、「極字印と行事副印の時代」など)、草双紙に関しては、この時期極印のある例は極字の一回のみなので一つにまとめることとした。

ところで草双紙改め制度は、幕府の政策に伴い時代によって検閲者が異っている。

寛政改革時の出版統制では、その頃全盛を極めていた黄表紙をはじめとする庶民の娯楽本が取り締まりの対象となった。この時期、地本草紙問屋が公認され、その月番行事による仲間内吟味の形で改め制度が確立した。

文化4年には、絵入読本改掛肝煎名主が任命され、改めは月番行事からさらに肝煎名主へ廻されることとなった。

天保改革では問屋制度が廃止され、草双紙改め制度も大きく変化した。それまで問屋仲間月番行事によって行

われていた改めは、絵草紙掛名主が行うこととなり、役人の直接吟味となった。

嘉永4年になると問屋仲間が再興され、以後改め制度廃止(明治8年)まで改めは、再び問屋仲間月番行事が行うようになった。

以上、時代を追って草双紙改め制度を検閲者の側に立ちまとめた。

II. 「改印」調査の方法と結果

調査は慶應義塾大学図書館旧館にある草双紙、約千二百作を中心に行った。これらは昭和7年以降、高橋誠一郎教授(当時)が中心となり、古書肆「たつみや」その他から収集したコレクションである⁷⁾。

まず、これらの草双紙について改印の有無種類を調べた。草双紙の作品名、絵師、版元、出版年代はできる限り現物に示してあるものを用いた。

また、後の考察に必要となる作品については、『日本小説書目年表』⁸⁾で、作品名、絵師、出版年について確認をした。尚、版元については同書に記載されていないため確認できなかった。

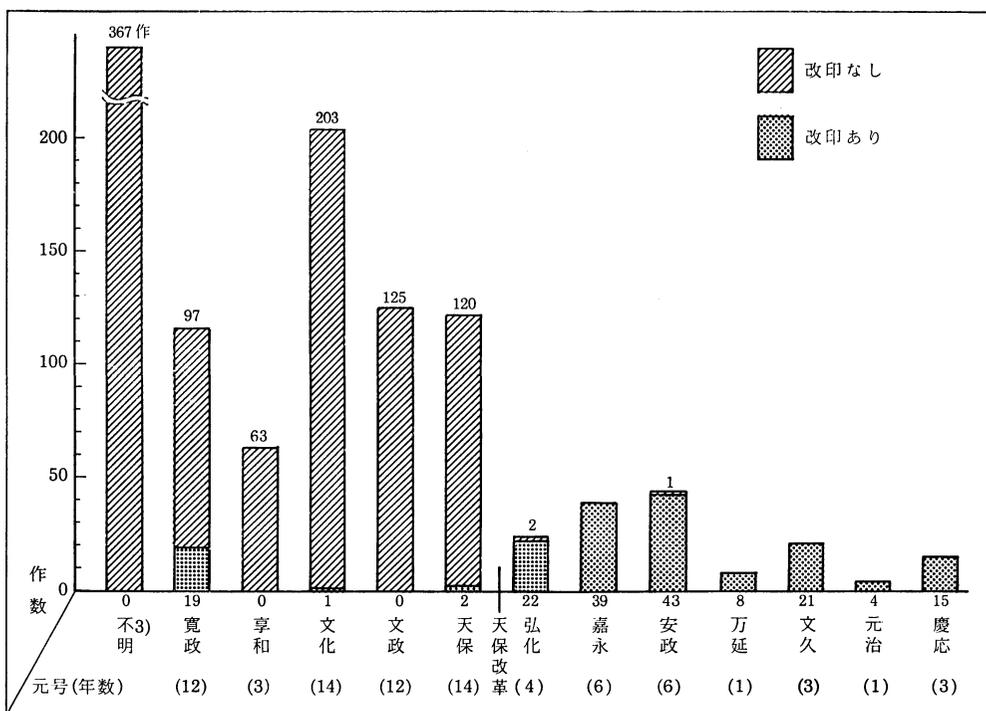
次に、この調査結果からさらに詳しく調べる必要の生じた年代や版元の作品について調査を行った⁸⁾。その際、東京都立中央図書館特別文庫所蔵の作品及び、国文学研究資料館のマイクロ資料を用いた。

改印の調査は以上のような方法で行った。

調査の結果を元号ごとにまとめ、改印の有無を示したのが第1図である。

はじめに第1図の出版点数をみると、天保改革を機に草双紙の出版数が減少したかにみえる。しかし、同図は元号ごとにまとめてあり、各元号によって年数が異っているため、出版点数の推移を正確にみることはできない。そこで出版点数の推移について全体の傾向を調べるため、江戸時代に出版された読み物をかなり網羅的に収集している『日本小説書目年表』⁹⁾を利用して、黄表紙、合巻の年毎の出版点数を安永4年(最初の黄表紙が出版された年)から慶応3年まで調べてみた。その結果、黄表紙、合巻の出版点数のピークはそれぞれ天明期、文化期にあり、合巻は天保14年に激減した後、再び増大し嘉永期を頂点として減少する傾向にあることがわかった。天保14年の激減は天保改革が影響したと思われる。全体としては、天保改革前後の出版点数は量的にはそれほど大きな差はみられない。

次に第1図で改印の有無の割合をみると、天保改革以



第1図 改印調査結果—改印の有無—¹⁾

- 1 : 合計1152作中慶應義塾大学図書館旧館所蔵のものは1131作
- 2 : 洒落本「錦之裏」は含まれない。
- 3 : ここに含まれるのは、作品自体に年代記述のないもの。

前(地本草紙問屋月番行事による仲間内吟味の時期)では改印のないものが大半を占めている。一方、改革後(絵草紙掛月番名主による直接吟味の時期)は改印のあるものがほとんどとなっている。

まず、天保改革以前では、少ない改印が寛政期に集中している。この改印(極印)がある作品の版元は、西村屋与八と村田治郎兵衛の二版元に偏っている。そこで寛政期に出版された両版元の他の作品を調べたところ、寛政3年から10年まで毎年極印のみられる作品があるということがわかった⁸⁾。さらに文化2年、西村屋版の草双紙の新版広告(目録)二種にも極印があり、この他前述両版元以外に、寛政3年、蔦屋重三郎版『錦之裏』にも極印があることがわかった²⁾⁸⁾。『錦之裏』は、『仕懸文庫』、『娼妓絹籠』とともに蔦屋重三郎、山東京伝のコンビで寛政3年に筆禍にあった洒落本三部作の一作である。

天保改革以前に極印のみられた作品を第2表として示した。なお、極印の実例四点を本稿末尾に参考資料として付したので、適宜参照されたい。

また、寛政期に出版された西村屋、村田屋の作品について改印の有無を示したものが第2図である。この図より寛政期、西村、村田両版元のうち極印の押されているものは全体の半数以上に及ぶことがわかる。特に、寛政2年の布令が出された直後の寛政3年、4年の出版物のうち、確認できる作品の全てに極印があった。その後、年を追って極印のある作品は減少している。寛政期全体の出版数をみても、やはり極印のみられる割合は低い。(第1表参照)

このことから推し量ると西村屋、村田屋両版元は、行事改め制度に何か特別の関わりを持っていたのではないかと考えられる。

次に、天保改革後出版の155冊をみると、改印のないものは次の作である。

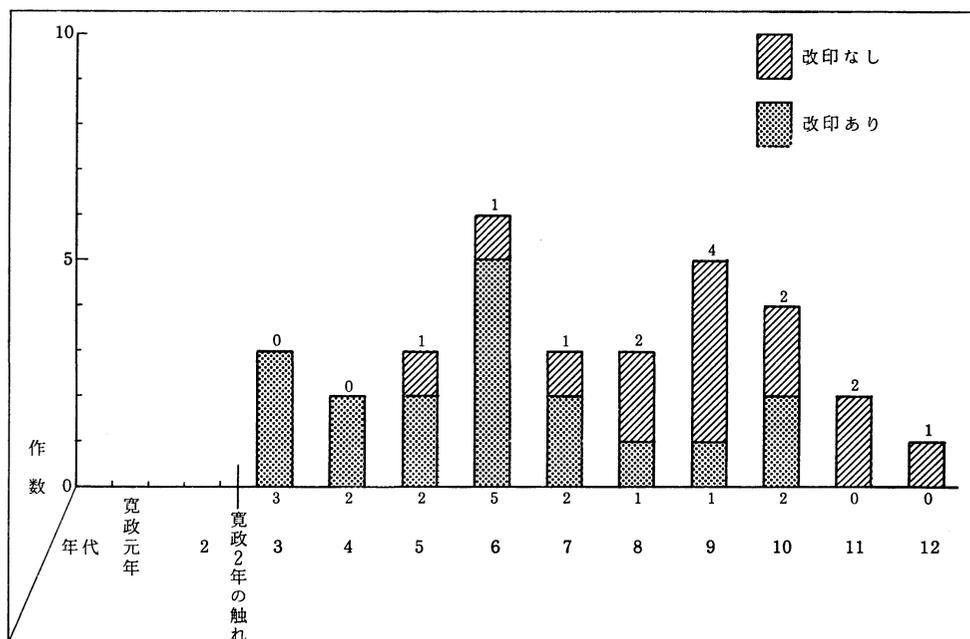
- 心学 誰身の小槌 4巻 一筆庵(英泉) 画作 川口屋宇兵衛版 天保15年版
- 勸善五常之玉 4巻 緑亭川柳作 国貞画 山口屋藤

草双紙改め制度についての一考察

第2表 極印のみられる作品¹

刊行年	作品名	巻数	板元	著作	絵師	極印の位置
寛政三	○ ² 北条五代記 宮柱七福對 ³ 餅好酒吞向之畫目附 ³ 青楼屋錦之裏 ⁴ 之世界 ⁵	二	村田治郎兵衛 村田治郎兵衛 村田治郎兵衛	山東京伝	北尾政美	絵題簽 絵題簽 絵題簽
寛政四	○勇士 怪談話 ⁶ ○假名手本忠臣蔵 ○歌化物一寺再興 ⁶ 酒田遊氣乃酒夢 金時遊氣乃酒夢	三 五 二	西村屋与八 村田治郎兵衛 村田治郎兵衛	櫻川慈悲成 文化	豊国 春英 春英	最終丁 口上上部 一丁上部
寛政五	○鉢冠物語 ○源平布引瀧 ○曾我十番切 ○小人島七里富貴 春遊相場将門	三 五 五 二	西村屋与八 村田治郎兵衛 村田治郎兵衛 村田治郎兵衛	文化 櫻川慈悲成	豊国 蘭徳 春英	序上部 最終丁 一丁上部
寛政六	○壽鼠の嫁入 ⁷ ○櫻會入雲鳥 ○榎會入雲鳥 ○金生水洞幹 ⁸ ○忠信辰月夜 假名文章女忠臣 ⁹	二 二 二 二 二	村田治郎兵衛 村田治郎兵衛 村田治郎兵衛 村田治郎兵衛 村田治郎兵衛	市場通笑	栄松齋長喜 栄松齋長喜 栄松齋長喜	一丁上部 一丁上部 一丁上部
寛政七	○櫻會入雲鳥 ○榎會入雲鳥 ○金生水洞幹 ⁸ ○忠信辰月夜 假名文章女忠臣 ⁹	二 二 二 二	村田治郎兵衛 村田治郎兵衛 村田治郎兵衛 村田治郎兵衛	市場通笑	栄松齋長喜 栄松齋長喜 栄松齋長喜	一丁上部 一丁上部 一丁上部
寛政八	○櫻會入雲鳥 ○榎會入雲鳥 ○金生水洞幹 ⁸ ○忠信辰月夜 假名文章女忠臣 ⁹	二 二 二 二	村田治郎兵衛 村田治郎兵衛 村田治郎兵衛 村田治郎兵衛	市場通笑	栄松齋長喜 栄松齋長喜 栄松齋長喜	一丁上部 一丁上部 一丁上部
寛政九	○櫻會入雲鳥 ○榎會入雲鳥 ○金生水洞幹 ⁸ ○忠信辰月夜 假名文章女忠臣 ⁹	二 二 二 二	村田治郎兵衛 村田治郎兵衛 村田治郎兵衛 村田治郎兵衛	市場通笑	栄松齋長喜 栄松齋長喜 栄松齋長喜	一丁上部 一丁上部 一丁上部
寛政十	○櫻會入雲鳥 ○榎會入雲鳥 ○金生水洞幹 ⁸ ○忠信辰月夜 假名文章女忠臣 ⁹	二 二 二 二	村田治郎兵衛 村田治郎兵衛 村田治郎兵衛 村田治郎兵衛	市場通笑	栄松齋長喜 栄松齋長喜 栄松齋長喜	一丁上部 一丁上部 一丁上部
文化二	○櫻會入雲鳥 ○榎會入雲鳥 ○金生水洞幹 ⁸ ○忠信辰月夜 假名文章女忠臣 ⁹	二 二 二 二	村田治郎兵衛 村田治郎兵衛 村田治郎兵衛 村田治郎兵衛	市場通笑	栄松齋長喜 栄松齋長喜 栄松齋長喜	一丁上部 一丁上部 一丁上部
天保六	○櫻會入雲鳥 ○榎會入雲鳥 ○金生水洞幹 ⁸ ○忠信辰月夜 假名文章女忠臣 ⁹	二 二 二 二	村田治郎兵衛 村田治郎兵衛 村田治郎兵衛 村田治郎兵衛	市場通笑	栄松齋長喜 栄松齋長喜 栄松齋長喜	一丁上部 一丁上部 一丁上部
不明	○櫻會入雲鳥 ○榎會入雲鳥 ○金生水洞幹 ⁸ ○忠信辰月夜 假名文章女忠臣 ⁹	二 二 二 二	村田治郎兵衛 村田治郎兵衛 村田治郎兵衛 村田治郎兵衛	市場通笑	栄松齋長喜 栄松齋長喜 栄松齋長喜	一丁上部 一丁上部 一丁上部

- 1: 同表にあげた作品のうち慶應義塾大学図書館所蔵以外の作品、及び寛政三年刊のはじめより三作目まで以外の作品は、棚橋正博先生の御教授による。
- 2: 作品名上に○印のあるものは慶應義塾大学図書館所蔵(以下、慶大蔵)
- 3: 東洋文庫編、岩崎文庫貴重本叢刊<近世編>別巻青本絵外題簽、東京、貴重本刊行会、1974の図版にて確認。
- 4: 水野稔校注、日本古典文学大系黄表紙・洒落本集、東京、岩波書店、1958にて確認。
- 5: 慶大蔵のものは絵題簽がなく、『相模入道都ぐんだん』と著されている。これが同一作品であることは、棚橋正博先生の御教授による。
- 6: 慶大蔵のものは享和三年『深山草化物新話』(夢中庵作三作、春英画)として改題再摺された作品。
- 7: 享和元年『色揚鼠の嫁入』として改題再版された作品にて確認。
- 8: 同年『時花堀抜井』として改題再版。
- 9: 文化7年『女忠臣假名文章』として改題再摺。
- 10: 西村屋板の「文化二年新版絵草紙」(二種類あり)に極印が押されている。
- 11: 巻頭の口絵「恋ヶ窪栄屋内幾代」(英泉画)に小さく極印が押されている。
- 12: 作品の形式が西村屋板、寛政四年刊の他の作品と同じであるところから、寛政四年のものの再版とも考えられる。(棚橋正博先生の御教授による)
- 13: 享和二年に再版された作品の初版とも考えられる。(棚橋正博先生の御教授による)



第2図 寛政年間出版，西村屋与八・村田治郎兵衛両板元作品改印の有無

兵衛版 天保15年版

○壽金大帳 2巻 二世春水作 二世国貞画 板元の記載無し(巻末新版目録に「京都出店たまや」とある)安政6年版

このうち最初の二作は扉に天保15年(弘化元年)新版とあることから，天保改革直後の出版であることがわかる。この二作に改印がみられないのは，改革直後の改め制度変革による混乱があったためではないかと思われる。この時期は，上記三作以外のものは全て改印が押されている。

以上の調査結果に基づき，次章では草双紙改め制度について考察する。

III. 改印よりみた草双紙改め制度

A. 調査結果より生じた問題点

調査の結果から，大きく分けて次の二つが問題点としてあげられる。

- (1) 天保改革を境に改印の有無が逆転している。つまり改印後はほぼ全てに改印があり，改革前は一部にしか改印がみられない。

- (2) 天保改革以前に改印が押されているものは寛政期に集中し，版元も西村屋与八，村田治郎兵衛に偏りがみられる。

本章ではこれらの問題点から改め制度について時代ごとの特色を探っていきたい。

調査より，当時の布令とは異なる結果の出た天保改革以前に，より多くの問題点が含まれていると思われる。布令通りならば改印は押されていなければならないはずである。しかし，この時期はほとんどの作品に改印がみられないのである。そこで，時代は前後するが天保改革以前は後に考察することとし，まず天保改革以後から考えていくことにする。

B. 天保改革後の改め制度

天保改革後の弘化期よりほぼ全ての作品に改印が押されているのは，前にみた通りである。弘化期より改印が押されるようになるのは，この改革にまたがって出版された長編の合巻をみても明らかである。作品例をあげると，『梅若が伝竹取物語』(京山作，国貞画，森屋治兵衛版)は天保9年から安政2年にかけて出版され，第8編(天保12年)までは改印はみられず，第9編(弘化3年)

からは改印がみられるようになる。同じように『邯鄲諸国物語』(種彦作, 国貞画, 西村屋与八版)では天保5年から安政3年にかけて出版され, 第8編(天保12年)までは改印がなく, 第9編(弘化5年)以後改印がみられる。このような作品は, 他にも数作みられる。

これは天保改革時の問屋制度廃止に伴う草双紙改め制度の変革が関係していると考えられる。天保13年の布令より草双紙の改めは仲間内吟味から繪双紙掛名主による検閲へ変わった。役人による直接吟味である。『市中取締類集 書物錦絵之部』⁹⁾, 繪草紙掛名主宛町年寄申渡書(天保13年11月)には繪草紙屋共, “新板繪類は勿論合巻繪草紙之類, 都て草稿にて掛り名主月番之者へ申出改印を請, 出板之刻突合差出売可致旨, 名主支配不洩様申付”(傍点は細井)とある。

この改め制度の変革により, 草双紙の出版営業に多少の混乱を生じた。前掲『市中取締類集 書物錦絵之部』⁹⁾には, 天保13年から弘化4年の間に, 草双紙類の出版, 改めの手続き, 無届出版について次のような申渡しなど数例がみられる。

當(天保十三年)六月, 壹枚繪其外合巻繪双紙之類取締方, 繪双紙掛名主共へ被二仰渡一候處, 右商賣人之内心得違之者も有之哉, 掛名主共不_レ改請一賣出し, 其外彩色手を込高直之品有_レ之段相聞へ, 以之外之儀に付, 以後彩色并直段等左之通被二仰付一候。

一, 壹枚繪之儀, 以來彩色七八篇摺を限り, 賣直段壹枚拾六文以上之品可_レ爲二無用一候。

一, 右壹枚繪, 三枚續より餘慶に繼合せ賣出候儀難_二相成一候。

右之趣相心得, 此外都て當六月中被二仰渡一候通堅相守, 繪双紙屋共新板類は勿論合巻繪双紙之類, 都て草稿には掛り名主月番之ものへ申出改印を請, 出板之刻突合賣出賣買可致旨……⁹⁾

この他, 書物, 繪草紙両掛名主へ, それぞれの扱いとなる書物と草書小冊の別を示している。書物掛が改めるのは, (1)曆書・天文書, (2)阿蘭陀書籍翻譯物, (3)国書, 歌書之類, (4)神仏医書, (5)和漢儒書, (6)算法地方之書, (7)易書, (8)古人伝記類, (9)国郡繪図之類, (10)公用に拘り候書, となっている。一方, 繪草紙掛の改めとなるのは, (1)和漢絵本, 軍書之類, (2)戯作物, (3)繪入狂歌本, (4)都て手本, 往来物等之類, (5)絵本, 名所之類, (6)壹枚

摺繪図之類, (7)繪草紙之類, (8)壹枚繪, である。そして, これらは掛名主手限りとするが, 見極め難い品は町年寄へ伺い出るようにとしている⁹⁾。

改め制度変革による混乱に乗じた無届出版が現れるなど, 江戸の出版界はこの時期少なからず乱れが生じたようである。

しかし, この混乱を経て後, 改印は徹底して押されるようになる。改印を草双紙上に示すということは, その後完全に慣習化, あるいは形式化したように思われる。と言うのは, 嘉永4年に問屋仲間が再興され, 再び仲間内月番行事が検閲を行うようになった後も, 改印は相変わらずみられるからである。

C. 天保改革以前の改め制度

それでは天保改革以前の改め制度はどうであろうか。

調査結果をみる限りでは, 改印がほとんどみられないことから, 改めはあまり行われていなかったようにみえる。しかし, 改印(極印)のみられる版元や草双紙の出版過程を調べるうち, 次の二つの文献からこの時期にも改めが行われていたことがわかった。

一つは, 享保以後の江戸出版書肆の出版販売認可の公的記録『割印帳』の活字版『^{享保}以後江戸出版書目』¹⁰⁾である。ここに記載されている書物の範囲は和刻の漢籍, 仏書, 日本古典, 医書, 武鑑, 実用書, 教養書, 趣味娯楽の分野など幅広いが, 大衆的な洒落本草双紙など, 膨大な数量を持つ地本の類は殆ど除かれている。この類のもので記録に残っているごく少数のものは, 地本掛り名主吟味済みのものを京阪方面に売るための添章を願いつている例で, 時期も文化4年から11年頃までに集中している。この記録の中に以下のような記述が出てくる。

文化四年卯三月二十五日割印

行事 西村宗七
にし村与八
須原屋茂兵衛
岡田屋嘉七
松本平助
大和田安兵衛

膝栗毛 全十二冊

初篇より六篇迄墨付惣計四州四丁
同四年卯三月

十遍舎一丸著
板元売出 鶴屋喜右衛門

村田治郎兵衛

右は是迄肝煎名主方改済候上地本問屋之極印致売來候処、上方にて類板も出来候付当仲ヶ間割印致具様地本問屋行事より添状を以類來候付、鶴屋喜右衛門、村田次郎兵衛両人名前にて京大坂割印添章斗り認遣申候、尤肝煎名主并地本問屋極印も之有候に付樽御役所目録書上げ者相除申候¹⁰⁾。

(傍点は細井)

ここに肝煎名主の改め済み、地本草紙問屋の極印もあることが示されている。

他にもほぼ同じ内容で、『長門本忠臣蔵』(文化4年割印)、『小説娘楠樹』(文化5年割印)、『巖柳綺手染色揚』(同年割印)、『おはん長右衛門』(同年割印)、『昔語紫色拳』(同年割印)、『初夢富士見曾我』(文化9年割印)、『続膝栗毛 2編』(同年割印)、『^{後編}手造酒法』(文化11年割印)、『道中膝栗毛 発端』(同年割印)、『続膝栗毛 6編』(文化11年割印)、以上十作があがっている、国文学研究資料館のマイクロ資料で、これらの作品を調べてみたが、改印のあるものはなかった。

もう一つは江戸時代の書物の出版過程を著したもので、林若吉の「小説の本になるまで¹¹⁾」である。ここに、同じく文化期、草双紙の作者から絵師に宛てた手紙が載せられている。その中に改めのことがでてくる。

以下に五渡亭国貞宛、式亭三馬の尺牘、山東京伝が天保元年四月廿日附で鈴木牧之に与えた尺牘の二つを引用する。

(前略) 然は兼而御約束申置候つる金(地本問屋鶴屋金助)様合巻元祖高尾世之助六冊出来上り此節改めにし出有之候さがり次第早々差出可候間兼約申の如く早控に御染筆被下候やう奉希候。

(中略)

六月十五日認置 三馬
国貞様

これは文化期、式亭三馬が執筆した合巻の草稿の改めが済み次第、すぐに挿絵にとり掛かってくれるよう国貞に促した手紙である。

また、京山が鈴木牧之に宛てた尺牘には次のようにある。

(前略) 御作ゆるゆる讀了仕候さてさて面白き御趣

向より敵打おち合の處など殊に御骨折相見へ申候二冊位の讀本に被成上梓發兌の思召至極よろしかるべく候へとも江戸書林並地本問屋へ享保以來被二仰渡候國禁の趣御承知無之故の御作意と奉存候都て雅書俗書とも上梓いたし候物は其月行事に當り候者(兩人)相改メ兼々被二仰渡候國禁は無之哉と相しらべ繪雙紙掛り月番名主へ(町奉行より被仰渡候雙紙改役名主五人アリ)出し申候右名主讀本中本草雙紙とも相改メ申候而故障無之者出板いたし候様申付候故障あるは其文句の所へ下ケ札いたし此文段不_レ宜_一といたし候依_レ之近世上の流行事又は人口の鱒炙いたし候變事など作意の禁忌にて御座候かゝる御掟御座候に付出家の女色のことは國禁第一の義に候。

(中略)

我などは迄諸藩中の人々身ども在所にかやうの事があつたよ繪雙紙の種とおもふてよくよく聞訂して書いてきたと小冊など贈り候人家兄の存在より諸國の文通枚擧すべからずいか程の山中たりとも地頭無之地はあるまじくその所に今ありしことをたとへ名をかへ候とも出板いたし候事はならぬというが享保以來の御掟にて御座候右に付繪雙紙などは他人はしらず私は地名も多くはうそをしたゝめとにかくさし合にならぬよう作意いたし上梓仕候¹¹⁾。

(傍点は細井)

この手紙からは改めのことだけでなく、当時の出版事情の一端も窺える。

以上より、少なくとも文化期には草双紙上に改印はみられないものの、改めは行われていたとみることができよう。

これまでみてきた資料は文化4年肝煎名主任命後のものである。そこで天保改革以前に関しては文化4年を境に次の二期に分けることとした。すなわち、寛政改革時改め制度開始から文化3年までの、特定の版元に極印のみられる時期と、文化4年、絵入読本改掛肝煎名主任命後の改めは行われていたが、草双紙上に改印を示さなかった時期である。前者の時期でも極印のみられるので、全てとは言えないまでも改めは行われていたと考えられる。

それでは、この二期間の草双紙改め制度のうち、まず、文化4年から天保改革前までについて、改めが草双紙出版過程のどの段階で押されたかと言う視点よりみて

いくことにする。

前にも引用した“小説の本になるまで”¹¹⁾及び『江戸書籍商史』¹²⁾では、文化文政期の出版過程を次のように示している。

まず作者が画の趣向からおよその字配りまでを記した稿本を開版願書を添えて地本問屋行事に提出する。行事が検閲し、その内容や重版類などについて懸念がある時は仲間内に回覧する。次にこれを絵草紙掛月番名主に差出し、差し支えなしとなると、行事は割印を押しその出版元へ戻す。版元はこの稿本(種本)を画工へ廻す。画工はその種本の指示通りの下図によって版下を作り、筆工に廻す。筆工はさらにその種本によって画工の版下の余白に本文を清書する。出来上がった版下は、版木屋へ廻され、版木師が彫刻する、著者の再三の校正(校合)を経て校了となると、刷師に廻され、刷り上がったものを版元で製本、完成となる。この完成した本の一冊を地本問屋行事の手を経て係りの町年寄奈良屋(館氏)市右衛門方へ納める。

これによると、改めは著者が書いた稿本、つまり作品の構想が出来上がった第一段階と言える時期に行われている。前節引用の式亭三馬の国貞宛尺牘にも、「改めよりさがり次第挿絵にとりかかる」ようにと著されている。このことから、この時期の改めが稿本の段階で行われていたと考えることができる。

一方、天保改革で改め制度がかわった後については、『市中取締類集 書物錦絵之部』⁹⁾に“繪双紙屋共都て草稿にて懸り名主へ差出し、改印受賣買可仕”(天保13年11月)⁹⁾と示されている。草稿と稿本は同じものとされているが¹³⁾、ここで言う「草稿」が前掲の「稿本」と同じものなのか、あるいは出版過程の別の段階をさしているのかは定かではない。ただし、改革後の作品にて改印が押された版下が残っている¹⁴⁾。それは都立中央図書館に所蔵されている『清談國畫』(緑亭川柳著作、歌川国輝画)の第2編2巻である。序には“安政四年”¹⁵⁾とあり、2編上、下両巻の一丁目それぞれ改印と「巳二」の印がある。これは改印区分第5期に属する印である(第1表参照)。この作品は『日本小説書目年表』⁹⁾、『国書総目録』¹⁶⁾に該当するものがないので、実際に出版されなかったものらしい。この版下の存在から改革後の作品には版下に改印が押されていたことが考えられる。

これに対し文化4年から天保改革以前の時期では、改印は稿本に押し記録にとどめた可能性もあるが、それもいっしょに彫り入れ出版物に明示することは行っていな

かったと推察できる。

次に寛政改革から文化3年までの改め制度について、極印のみられるものが少ないという点から探っていく。

極印のみられたのは、西村屋与八、村田治郎兵衛、それに一作にのみ極印のみられた版元蔦屋重三郎、同じく天保6年の一作にのみ極印のみられた鶴屋喜右衛門と、佐野屋喜兵衛、寛政10年の一作にみられた山口屋忠助である。(第2表参照)このうち西村、村田、蔦屋、鶴屋の四版元は、いずれも大手の版元であり、嘉永4年問屋再興時には古組として加入している古くから活躍してきた版元である。さらに、この四版元は書物問屋にも加入している。

書物問屋と地本草紙問屋の相互の関係は、やはり書物問屋が優位な立場にあったようである。それぞれの扱う出版物の種類ははっきり決められていたが、書物問屋が地本草紙問屋の営業を侵害することが、早い時期には間々あったと言われる¹⁶⁾。大阪での例として、享保19年大阪書林仲間の書物屋と絵草紙屋の間に起きた争いの記録がある。絵草紙屋より本屋仲間へ営業侵害を申し立てたもので、内容を要約すると次のようになる。

本屋仲間瀬戸物屋伝兵衛殿が絵草紙類を出版し、しかも値を下げて売るので絵草紙屋では営業に差し支え、難儀している、伝兵衛殿にお願いしても、書物と草紙は同類であり、何も問題はないととりあわない。書物類と草紙類とは以前より区別して扱っており、絵草紙屋共は本屋仲間へ迷惑にならぬよう互いに吟味している。本屋仲間でも伝兵衛殿に御注意下さるよう重ねてお願いする¹⁷⁾。

以上にみられるように書物問屋と地本草紙問屋の間における争いでは、書物問屋の方が強い立場にあったことがわかる。本屋仲間は草双紙屋仲間より書肆としての格式、資力があり、営業規模も大きかったとみられている¹⁶⁾。

このような力関係からみて、西村屋、村田屋、鶴屋、蔦屋が地本草紙問屋仲間であると同時に書物問屋仲間でもあったということは、彼らが地本草紙問屋の中で、中心的存在として活躍していたと考える一つの根拠となり得る。

それでは次に、行事制度の中での彼らの位置を考えてみたい。

地本草紙問屋仲間についての記録で残っているものは少ない。月番行事の記録も文化4年10月より8年8月まで(『問屋外題作者画工書肆名目集 写本一冊』国文学論

叢『西鶴』¹⁸⁾と、仲間再興後、古組(解散以前より営業していた版元、月番行事を務めることができる)と仮組(その後新たに開業した版元、行事職にはつかない)に分かれてからの嘉永5年(「地本草紙問屋名前帳」翻刻¹⁹⁾日本版画便覧¹⁹⁾、6年(「江戸書籍商史」¹²⁾の記録が残っている程度である。

地本草紙問屋の文化期の問屋名前帳¹⁸⁾及び、月番行事記録¹⁸⁾から、当時地本草紙問屋に加入していたのは二十四名、問題の四版元はこの中で最も多い六回の行事職についている。

また、文化期の地本草紙問屋名前帳¹⁸⁾及び書物問屋名前帳¹⁸⁾をみると、地本草紙問屋のうち書物問屋にも加盟しているのは、鶴屋喜右衛門、西村屋与八、村田治郎兵衛、蔦屋重三郎の四版元と、文化5年6月より地本草紙問屋に加入した西村源六の計五名となっている。このうち先の四版元が書物問屋行事についての時期と回数を『享保以後江戸出版書目』¹⁰⁾より調べた。さらに、文化期の地本草紙問屋行事割¹⁸⁾から同じように四版元の記録を調べた。その結果この四版元は文化期、ほぼ毎年どちらかの行事に一回はなっていた事がわかった。地本草紙問屋の行事記録をみる限りでは、四版元と同じ回数行事職についている者は他にも七名いる。しかし、彼らは書物問屋に加入しておらず、従って書物問屋の行事は行っていない。両問屋仲間行事を兼ねていることは、その責任の重さも違うと思われる。このように行事制度の面からも、四版元が地本草紙問屋で果たしていた役割は大きかったと考えられる。

ところで、嘉永期に再興された後の問屋名前帳¹²⁾をみると、文化期の問屋と大きく変化していることがわかる。嘉永6年地本草紙問屋古組二十九名¹⁹⁾のうち、文化期の地本草紙問屋名前帳¹⁸⁾にも名が載っているのは和泉屋市兵衛、山口屋藤兵衛、西村屋与八、森屋治兵衛、丸屋甚八、若狭屋与市、三河屋利兵衛、鶴屋喜右衛門、蔦屋重三郎、伊賀屋勘右衛門の十名である。このうち文化期に書物問の方にも加入していたのは、西村屋、鶴屋屋、蔦屋の三名が残っている。ところが、わずか一年後の嘉永年になると鶴屋と蔦屋の名が消えてしまい、文化初期から書物問屋、地本草紙問屋両方に加入していた版元は西村屋のみになってしまう。

交替の激しかった書肆業で、地本草紙問屋の初期の頃より続いて名をのせ、書物問屋も兼ねて地本草紙問屋行事の責任も果たしていた¹⁶⁾西村屋与八の書肆としての、そして中心者として仲間を統制していく能力はすばらし

いものがあったと考えられる。こうした西村屋の実力から考えて、寛政期に出版したものに、自ら極印を明示する必要があったのではないだろうか。特に西村屋は、文化2年の草双紙出版目録にまで極印を押している。

問題となっている寛政2年の行事制度開始から文化3年までの行事記録が残っていれば、西村屋、村田屋のものに極印がみられることについてより明確な事実が得られる可能性もあるが、現在のところ推測の域を脱しない。しかし、彼らが地本草紙問屋仲間の中で重要な位置にあったということは、極印のみられる理由を考える上で、一つの有力な材料となるだろう。

D. 蔦屋重三郎板写楽浮世絵の極印

ここで、写楽の極印について少しふれておきたい。写楽は寛政6年から7年にかけてのわずかに十ヶ月の間に、現在知られている限りでは約百四十種の作品を残した²⁰⁾。画集『浮世絵八華4 写楽』²¹⁾には、写楽の浮世絵全作品が掲載されている²²⁾。そこで同画集を中心に写楽の極印を調べたところ、画集に掲載されている全ての作品に極印があることが確認できた。

蔦屋版の草双紙には極印はみられず、わずかに洒落本『錦之裏』に極印が確認できるだけである²³⁾。その蔦屋の出版した写楽の浮世絵には、全てに極印がみられるのである。浮世絵は草双紙に比較して、極印が押されているものがかなり多いが、写楽のように一人の絵師の作品全てに極印がみられるのは特別な例と言える。

蔦屋は、寛政3年、京伝とのコンビによる洒落本三部作の一件で大きな処分にあった後に、写楽浮世絵の出版に乗り出している。このことは、写楽全作品に極印が押されていることと関わりがあるとも考えられる。

さらに、写楽作品の極印には次のような興味深い点がある。と言うのは、写楽の同じ作品(同版図)について極印の押されている位置や字形を調べたところ、異なるものが何点かあることがわかったのである²⁴⁾。例えば、『三世市川高麗蔵の志賀大七』は極印の位置が左上方(顔とほぼ同じ高さ)にあるものと²⁴⁾、左下方(顎から肩にかけて)にあるもの²⁵⁾がある。この二点は刀の柄の部分の色合いも異っている。また、『市川男女蔵の関取雷鶴之助と三世大谷鬼次の浮世土平』では、極印の位置が右上部にあるもの²⁶⁾、左上部にあるもの²¹⁾²⁴⁾があり、左上部にあるもの二点はその高さに少しずれがある。この三点は「東洲齋写楽」という署名、極印の字形にも微妙な違いがみられる。

さらに、写楽の落款及び極印は、雲母摺りの雲母といっしょに剝落している部分がある。このことから、写楽の浮世絵は絵がすり上がった後、雲母の上から、版木に彫った落款と極印のみをすり込んでいたと考えられる²³⁾。

写楽の極印にみられるこうした特徴は、当時の蔦屋の立場や、また極印がどのように押されていたかなどを考える一つの手掛りとなると思われるため、事実の呈示のみではあるが、ふれておくことにした。

E. 草双紙改め制度の時代ごとの特色

最後に、改印よりみた草双紙改め制度について、時代ごとの特色をもう一度まとめておきたい。

草双紙改め制度は、(1)寛政改革による改め制度開始から文化3年まで、(2)文化4年絵入読本改掛肝煎名主任命から天保改革まで、(3)天保改革以後の三期に分けて考えることができる。

第一期は地本草紙問屋仲間月番行事による仲間内吟味の形で改めが行われた。そして、西村屋与八、村田治郎兵衛両版元に極印がみられた時期である。この両版元に加え、天保期の一作に極印がみられた鶴屋喜右衛門、『錦之裏』に極印のあった蔦屋重三郎の合計四版元は、書物問屋にも加入しており、地本草紙問屋においては責任ある位置にあったと考えられる。寛政期、西村屋、村田屋両版元に極印がみられるのは、地本草紙問屋内における、彼らのこのような位置に関係があるのではないだろうか。また、この時期には、蔦屋、京伝コンビの洒落本三部作の筆禍事件もおきている。この三部作のうちの一作『錦之裏』には極印が押されているが、それにも拘らず幕府の統制にあっていないことは興味深い。

第二期では、改め制度の徹底をはかって絵入読本改掛肝煎名主が任命され、月番行事からさらにこの肝煎名主を通すこととなった。この時期、改めは行われていたものの、それを草双紙上に示すことはしなかった。

第三期では、ほぼ全ての作品に改印がみられる。この時期は、天保改革後の問屋制度廃止(天保13年)により、絵草紙掛月番名主が直接改めを行った際も、問屋再興(嘉永4年)後、再び月番行事が改めを行うようになってからも改印は押されており、改印を押すことは慣習化したようである。

草双紙の改め制度は、第一期から第三期に至る間に以上のように変わっていったと考えられる。

IV. 今後の課題

本稿の草双紙改印の調査には不十分な点が幾つかあった。

すなわち、第一に調査した作品のなかには絵題簽がないもの、作品の一部が失われているもの、あるいは袋入で販売されたものがあり、その袋が失われているなどの欠損部がある。この絵題簽や袋に改印が押されている可能性もないとは言えない。

第二に、調査対象は草双紙のみであり、他の江戸地本である洒落本、読本、人情本、滑稽本などにまで至っていない。本稿でも取り上げている洒落本『錦之裏』には極印がみられた。改印が押されているのは草双紙のみなのか、あるいは江戸地本全体にその例がみられるのかといった比較や、全体の傾向を掴むことができない。

第三に対象とした草双紙の数が限られている。

第四に草双紙の実際の出版年と改印の年代は一致しないことがある。これは版元が改めに出してから改印を得るまでに、かなり時間がかかることもある、といった原因が考えられる。しかし、本調査はこの点について解明に至っていない。

以上の四点が調査の持つ問題点である。

また、地本草紙問屋の扱っていたもう一つの出版物である浮世絵の改めについても検討が必要である。草双紙類と浮世絵は布令でも同じ扱いとなっているが、実際に両者の改印を比較してみると、極印の時代に相違がみられる。これまでみてきたように、草双紙の場合極印があるのは寛政期の特定版元のみであった。これに対し、浮世絵ではかなり多くの作品に極印がみられる。

浮世絵の取り締まりや市中で評判となった浮世絵等その出版については、南和男著の二つの論文、「天保改革と浮世絵」²⁵⁾、「嘉永期の浮世絵と江戸の評判」²⁶⁾等に詳しい。

草双紙の改め制度について、今後は調査の不十分な点を補い、他の江戸地本、浮世絵の改めなどと比較し、またその読者との関わりも含めて、考えていかなければならない。

本稿執筆にあたり、多くの資料を御教授下さった東海大学山田忠雄教授(慶應義塾大学文学部兼任講師、国史特殊担当)、貴重な時間を割いて様々な御示唆を下さった近畿大学教養部今田洋三教授、東京都立中央図書館特別文庫の木村八重子氏、そして、改印調査を行った際、種々の便宜を図っていただいた慶應義塾大学三田情報セ

ンターの皆様に深い感謝の意を表したい。特に、慶應義塾大学三田情報センター特殊資料担当の白石克先生には、「改印」の調査という方法を示していただき、終始御指導を仰いだ。帝京大学文学部棚橋正博助教授には、御研究中の貴重な資料を再三に渡り御提供いただき、それは本稿の核心にふれるものとなっている。御指導下さった諸先生に感謝申し上げる。

- 1) 鈴木敏夫, 江戸の本屋上下, 東京, 中央公論社, 1980, 196p. 205p. (中公新書 569, 571)
- 2) 水野稔, 日本古典文学大系59 黄紙表・洒落本集. 東京, 岩波書店, 1958, p. 7~28.
- 3) 原色浮世絵大百科事典編集委員会編. 原色浮世絵大百科事典第3巻 様式・彫摺・版元, 東京, 大修館書店, 1982, 148p.
- 4) 石井研堂. 錦絵の改印の考証 一名錦絵の発行年代推定法. 東京, 伊勢辰商店, 1932, 48丁
- 5) 山崎麓編. 日本小説書目年表. 東京, ゆまに書房, 1977. 858p. (書誌書目シリーズ6).
- 6) 石井良助編. 徳川禁令考. 東京, 創文社, 1959. 486p.
- 7) 檜谷昭彦. "黒本・青本・黄表紙等草双紙簡明書誌備要". 芸文研究. 31 p.18-81 (1972)
- 8) 棚橋正博先生の御教授による.
- 9) 東京大学史料編纂所編. 大日本近世史料 市中取縮類集 8. 書物錦絵之部1. 東京, 東京大学出版会, 1988.
- 10) 樋口秀雄, 朝倉治彦校訂, ^{享保}以後 江戸出版書目, 豊橋, 未刊国文資料刊行会, 1962. 521p. (未刊国文資料別巻1)
- 11) 林若吉. "小説の本になるまで". 林若樹集. 森銚三監修. 肥田皓三, 中野三敬編. 東京, 青裳堂. 1983. p. 1-23. (日本書誌学大系28)
- 12) 上重春夫. 江戸書籍商史. 東京, 1976, 224p.
- 13) 名著刊行会, 植村長三郎. 書誌学辞典. 京都, 教育図書, 1942, 514p.
- 14) 木村八重子先生の御教授による.
- 15) 森末義彰等. 国書総目録. 東京, 岩波書店, 1963-76.
- 16) 坂本宗子. "草双紙における江戸書林の動向 上下". 書誌学. 復刊新2, 3号, p. 17-30. p. 39-55. (1965, 1966).
- 17) 小林善八. 日本出版文化史. 東京, 青裳堂書店, 1978. 1026p. (日本書誌学大系1).
- 18) 松本隆信解題, 翻刻. "資料編2 ^{題入} ^{読本} 外題作書工書肆名目集". 国文学論叢第1輯 西鶴 研究と資料. 1957, 慶應義塾大学国文学研究会編. 東京, 至文堂, 1957. p. 153-179.
- 19) 鈴木重三. "版元についての資料 附, 「地本草紙問屋名前帳翻刻. 日本版画美術全集別巻 日本版画便覧, 東京. 1962, p. 65-70.
- 20) 講談社, 橋崎宗重監修. 謎の絵師写楽展図録. 東京, 読売新聞社, 1986.
- 21) 辻惟雄, 浮世絵八華4 写楽. 東京, 平凡社, 1985. 141p.
- 22) 昭和63年3月現在. アダチ版画研究所複製版による. (辻惟雄. 浮世絵八華4・写楽. 東京, 平凡社, 1985, p83-116)
- 23) 白石克先生の御教授による.
- 24) 鈴木重三. 写楽. 東京, 講談社, 1966. 143p (浮世絵 美人画・役者絵6)
- 25) 南和男. "天保改革と浮世絵". 國學院雑誌. 75巻10号, p. 18-34 (1974).
- 26) 南和男. "嘉永期の浮世絵と江戸の評判". 浮世絵芸術, 36号 p. 5-14 (1972),

(参 考 資 料)

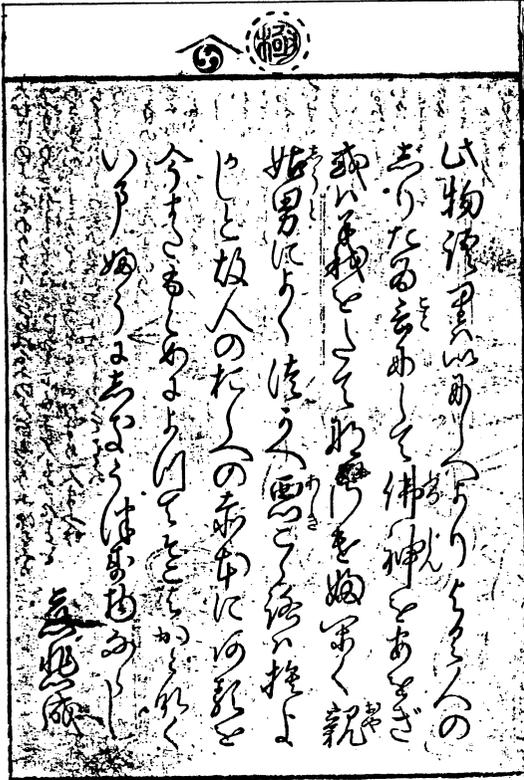


○内：改印 以下同様

草双紙「改印」の作品实例 (1)
北条五代記 (村田治郎兵衛版) 絵題簽
慶應義塾大学図書館所蔵



草双紙「改印」の作品实例 (3)
枕琴夢之通路 (鶴屋喜右衛門版) 絵題簽
慶應義塾大学図書館所蔵



草双紙「改印」の作品実例 (2)
鉢冠物語 (西村屋与八版) 序
慶應義塾大学図書館所蔵

一 後版本この二つの印なし。
二 日本橋通町之青肆餅賣堂の主人
葛屋重三郎の狂名。本名北川河理。寛
政九年没、四十八歳。本北川の板元。
三 小木。洒落本。四やばな。問の抜
けた。
五 福の東外の神頼(神楽)口渡(口
段)に出る生安村の道心。庵室に四
くまの旧主新川義孝と白(白)の詮議
に来た悪者万八や百姓たちを狐の面を
かぶっておどし、その悪事数々なら
べて責める所、「イヤまだある」と
という詞をくりかえす。
六 承流して。七さての意。八話「無
きものは金(金)化物」。九いたずら書
きの無益な茶色表紙の洒落本。
一〇 唐の劉延之の詩「年々歳々花相似
たり、歳々年々人同江カラス」(古文
真宝前集、和雅別裁集)に宋との間
作として取むをもしる。
一一 人のあまり知らないこと。裏面。
一二 洒落本のうちをいう。
一三 遊女説。吉原の妓楼。
一四 新案。新趣向。「鉢」を出すため
の縁語。「夜のはなやかな光景を鉢
と見て」(二八頁注四四)、且の世界
をその裏にたとえた。
一五 寛政二年十一月。薩州侯に從つて
宜野灣王子を正使とする琉球人の一行
が来朝。江戸に入ったのは同月二十一
日で、見物人が殺到混雑した。
一六 寛政二年二月。京儀がかわって調染
みの、吉原岡屋花問の番頭新造菊岡(お
さく)を妾に迎えたのを記念する意で

青樓の世界的裏の裏。自序
一日書肆葛屋丸來て曰、例の小冊の案じはありやなしやと。予答て曰、まだあると
と、素寂な道念みる様に、安請合にうけがひて、ト執筆した所が、無ものは銭金とよい
思案也。蓋妄作の茶表紙も、年々歳々穴相似て、歳々年々趣向新しからざれば、一ツ
ぐつと捨ててみた、青樓の世界的裏の裏とは、うつつて變な案じの小冊、此
奴は一ツ新編ならめと、其儘錦の裏と題す而已。
觀二 琉球人入江戸。日

山 東
菊 京 傳 撰

草双紙「改印」の作品実例 (4)
錦之裏 (葛屋重三郎版) 序
日本古典文学大系50 黄表紙洒落本集 岩波書店, 1959